

子ども・子育て支援新制度に向けた取組について

幼児期の学校教育や保育、地域の子どもや子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援新制度が、平成27年度にスタートする予定です。新制度では、消費税引き上げによる増収分の一部などにより、子ども・子育ての支援を充実することになっています。

このため、町では、皆さんの子育ての状況やニーズを把握し、それに基づいた事業計画の策定の準備を進めるなど、新制度に向けた準備をしていきます。

子ども・子育て支援新制度について詳しく知りたい方は、以下の内閣府ホームページをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

法務局における「常設相談所」の開設について

福岡法務局行橋支局と行橋人権擁護委員協議会では、「常設相談所」を開設しています。

離婚、相続、家庭内のものめごと、隣近所とのトラブル、学校や職場におけるいじめ、差別など、悩みや困りごとがあればひとりで悩まずに、どのようなことでもお気軽にご相談ください。

相談は無料で秘密は固く守られます。詳しくはお問い合わせください。

■相談員 法務局職員または人権擁護委員

■相談日 土・日・祝日を除く毎日 8:30~17:15

※人権擁護委員への相談は毎週月・水・金の 9:00~16:00

■場所 福岡法務局行橋支局1階 相談室
住所:行橋市大橋二丁目22番10号
※電話でも相談できます。

(全国共通番号 0570-003-110)

■相談方法 事前の予約は必要ありません。上記相談日に来庁またはお電話ください。

●相談・問い合わせ先

福岡法務局行橋支局 総務係 TEL 0930-22-0476

優良運転者等表彰候補者の募集について

福岡県警察では、長年交通安全活動に尽力された方や長年無事故・無違反の方で、他の運転手の模範となっている方々などに対する表彰を行っており、候補者を募集しています。

募集受付は5月初旬まで行っています。詳しい内容については、お問い合わせください。



●問い合わせ先(受付窓口)

豊前築上交通安全協会(豊前市大字荒堀529)
TEL 0979-83-3569

平成25年福岡県保育士試験のご案内

■試験日 筆記試験:8月10日(土)・11日(日)
実技試験:10月20日(日)

■保育士試験の手引き(受験申請書)の請求方法
インターネット及び郵送により請求可能

■受験申請書の受付期間

4月1日(月)~5月15日(水)
※郵送のみの受付(当日消印有効)

■受験申請書の提出先

〒171-8536
東京都豊島区高田3-19-10
社団法人 全国保育士養成協議会
保育士試験事務センター あて



●問い合わせ先

社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター(フリーダイヤル) 0120-4194-82
ホームページ <http://www.hoyokyo.or.jp>

法テラスの弁護士による無料法律相談所の開設について

法務局では、法テラス※の弁護士による無料法律相談所を開設しています。

相談日、場所などは以下のとおりです。詳しくはお問い合わせください。

※法テラスとは、法的トラブル解決のための情報・サービスを受けられる社会を目指し設立された機関です。

■相談日 毎月第1、第3火曜日
※ただし、5月と1月は、第2、第3火曜日

■場所 福岡法務局行橋支局1階 相談室
住所:行橋市大橋二丁目22番10号

■予約方法 相談日前日のみの予約となります。
時間:相談日前日 9:00~17:15
(時報とともに受付開始)

方法:電話による受付のみ
定員:先着6名様(定員になり次第締切)
※前日が祝日の場合は、前週の金曜日

■相談時間 13:00~16:00(1人30分)

■相談内容 法律問題全般

■利用の条件

相談は、法律扶助の趣旨により、「収入の少ない方」が対象になります。なお、賞与も含んだ月収(手取り)の目安は次のとおりです。

- 単身者/18万2千円以下
- 2人家族/25万1千円以下
- 3人家族/27万2千円以下
- 4人家族/29万9千円以下

※これを上回る場合でも、家賃、住宅ローン、医療費などの出費がある場合は考慮されます。

●申し込み・問い合わせ先

福岡法務局行橋支局 総務係 TEL 0930-22-0476



「三世代同居世帯支援補助金」のお知らせ

少子化対策と定住化の促進を図ることを目的として、親、子、孫などの三世代が同居する世帯に補助金を交付しています。

1. 補助金の内容 ※10月と4月にそれぞれの前月分までを交付します。

| 区分 | 補助対象者 | 補助金額 |
|---------|---|-----------------|
| 学校給食費助成 | 小中学校に通う児童生徒がいる世帯の保護者 | 給食費本人負担額の1/2 |
| 家庭内保育助成 | 就学前で保育所などに通所していない児童(0歳~6歳まで)がいる世帯の世帯主または保護者 | 児童1人につき月額7,000円 |

2. 申請時に必要なもの

- ①申請者の印鑑(認印)
- ②振込先の通帳(申請者名義のもの)

3. 申請期間

4月1日(月)から6月28日(金)まで

※4月1日時点で対象となる方は、期間中に申請すれば4月分から交付します。

4. 申請場所 住民課、総合窓口課

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

注)三世代同居世帯とは…

町内に居住し、親、子、孫などの三世代以上で構成され、かつ、同一住宅内に同居する世帯をいいます。ただし、住民票が同一世帯でも別棟に居住する場合や、同居であっても住民票上は世帯分離している場合などは補助金の対象となりません。また、町税などの滞納がない世帯に限ります。



『消防団協力事業所表示制度』
表示マーク

平成25年4月から上毛町消防団協力事業所表示制度を開始します

現在、全消防団員の約7割が被雇用者という状況の中、昼間の火災をはじめとする災害への対応や消防団活動を活性化するためには、被雇用者が入団しやすく、消防団員として活動しやすい環境を整備することが重要な課題となっています。そのためには、企業の方々の消防団活動への一層のご理解とご協力が必要不可欠となってきます。

上毛町では、平成25年4月から消防団協力事業所表示制度を開始します。

この制度は、消防団への協力が社会貢献として広く認められるものであり、認定された事業所には協力事業所表示証が交付され、企業PRや広報活動などに使用することが可能となります。

●問い合わせ先 総務課 総務係 TEL 72-3111(内線113)

不育治療費、特定不妊治療費助成のお知らせ

◎4月から医療保険適用外の不育症治療費を助成します。

■要件等

- ①申請日前1年以上の期間、引き続き上毛町に住んでいること。
- ②夫及び妻の所得(1月~5月の間に申請しようとする場合は前々年の所得)の合計が730万円未満であること。
- ③専門医療機関で不育症と診断され、治療を受けていること。
- ④町税などの滞納がない世帯であること。

■助成内容 1年度において30万円を限度とし、助成期間は通算5年度。

◎特定不妊治療費の助成を、次のとおり拡充します。

■助成内容 1回の治療につき10万円までを初年度は3回まで、2年度以降は1年度につき2回を限度に交付し、通算10回まで助成します。

●申請先・問い合わせ先

健康福祉課 健康増進係 TEL 72-3111(内線164)

身体障がい者巡回相談のお知らせ

■日 時 5月8日(水)10:00(受付時間9:30~14:00)
※障がい者ご本人が来場してください。

■場 所 豊前市総合福祉センター

■相談内容

肢体不自由の補装具費の新規支給・再支給・修理の要否判定、処方及び適合判定

注)電動いす、重度障がい者用意思伝達装置については相談のみとします。

聴覚障がいの相談、身体障がい者手帳の診断書の作成は行いません。

座位保持装置については、事前にご連絡をお願いします。

■持参するもの

印鑑、身体障がい者手帳、補装具費再支給の場合は前回支給の補装具、補装具修理の場合は修理が必要な補装具

●問い合わせ先

健康福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線167)



平成25年度上毛町奨学金の申請受付中

平成25年度の奨学金貸付申請を受け付けています。申請期限は4月30日(火)までとなっていますので、借り入れを希望される方は、期限までに申請手続きをお願いします。

■貸与対象者 大学生(短大生、専門学校生などを含む)
高校生(高等専門学校生を含む)

●申し込み・問い合わせ先 教務課 学務係 TEL 72-3111(内線177)

